

*** 長久手市 ***
**重層的支援体制整備事業
の取組について**

令和3年12月 長久手市地域共生推進課

① 長久手市の悩み～重層的支援体制整備事業に取り組む意義～



面積	21.55km ²	世帯数	24,913世帯
人口	60,350人	平均年齢	40.6歳
高齡化率	16.8%	生産年齢人口	65.2%

※令和3年10月1日現在

ジブリパークもできるし、新築の家が多く町並みきれい！

西部は市街化地域（新しいまち）
東部は市街化調整区域（自然あふれるまち）



西部を中心に転入者が多い若いまち

子どもが多くて子育てしやすい！



煩わしい近所づきあいなくて快適！

人間関係の希薄化（自治会加入率低い）

今は大丈夫！ だけど…
今後急速に高齡化が進んだら、どうなる？

① 長久手市の悩み～重層的支援体制整備事業に取り組む意義～

これから生まれてくる人の為に
日本が抱える4つの課題
将来も住みよい長久手であるためには、乗り越える必要がある

<p>高齢化</p> <p>2050年 65歳以上 40% うち75歳以上 25% 団塊Jr.が高齢者の 仲間入り</p>	<p>大災害</p> <p>2050年までに 南海トラフ大地震は、 80%の確率で来る</p>	<p>人口減少</p> <p>2050年頃、人口は3,000 万人以上が減り 1億人を割る 2065年には8,800万人 うち4割が高齢者</p>
<p>社会的孤立</p> <p>いじめ、ひきこもり、虐待、不登校、うつ、認知症、老老介護、自死、 孤立死、独居、DV、育児不安、8050問題</p>		

<p>役所の限界</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公平、平等、説明責任 ・課の中ですら縦割り(個人商店の事務のあり方) ・社会福祉制度(専門家主体、効率的、制度、前例、規則に沿って当てはめ、義務感) ・財政負担の増大(メンテナンス費、扶助費...) 		<p>市民の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との関係が希薄な人が多い。 ・困ったことは行政にお任せ?! ・隣近所とは、関係のない赤の他人状態のまま大丈夫?
---	--	--

役所の限界！ 課題を乗り越えるには、地域の力が必要！

その第一歩は、「つながりづくり」(助けてと言える関係)

<p>時間がかかる</p> <p>市民が知り合う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ、声掛け ・行事、計画づくりに参加して顔見知りを増やそう 	<p>時間をかける</p> <p>顔の見えるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内分権 (小単位のまちづくり) ・縦割りの脱却 ・地域福祉へ (地域住民主体、義務感ではなく、達成感) 	<p>役割のあるまちへ</p> <p>寝たきり、認知症にならず元気であるため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人生100年時代 ・「きょうよう」と「きょういく」 ・市民のできることは、市民でやる。
--	---	--

重層的支援体制整備事業に取り組む意義

市民主体による

『一人ひとりに役割と居場所があり、
幸福度の高いまち』をめざし、

本市の基本理念である

「助けがなかったら生きていけない人は
全力で守る」

を地域の人々と共に実現していくため、
市民の困りごとを身近な地域で受け止め、
地域の課題は地域で解決できる仕組みをつくる。



② 課題への対応～重層的支援体制への道のり～

▶ 平成23年9月 現市長就任（当時は町長）

▶ <市民主体のまちづくり（6小学校区ごと）>
・小学校単位のまちづくり組織（まちづくり協議会）
・地域拠点づくり（地域共生ステーション）

平成25年11月地域共生ステーション第1号が西小校区にオープン



▶ <地域福祉の取組>
「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり、包括的支援体制の整備

平成29年12月から厚生労働省モデル事業開始

●地域力強化推進事業 【福祉課】

●多機関協働相談支援包括化推進事業 【悩みごと相談室】

▶ <庁内調整>
令和2年度中 重層的支援体制整備事業の実施に向けた庁内調整

▶ <庁内研修>
令和3年9月 全ての課長級対象に研修

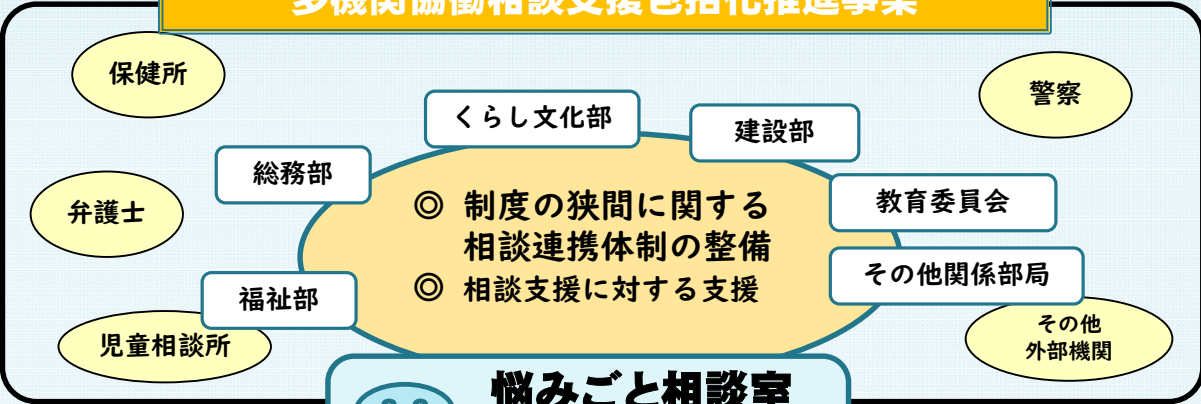
② 課題への対応～重層的支援体制への道のり～

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業 (H29.12～ 厚労省モデル事業)

所管：悩みごと相談室

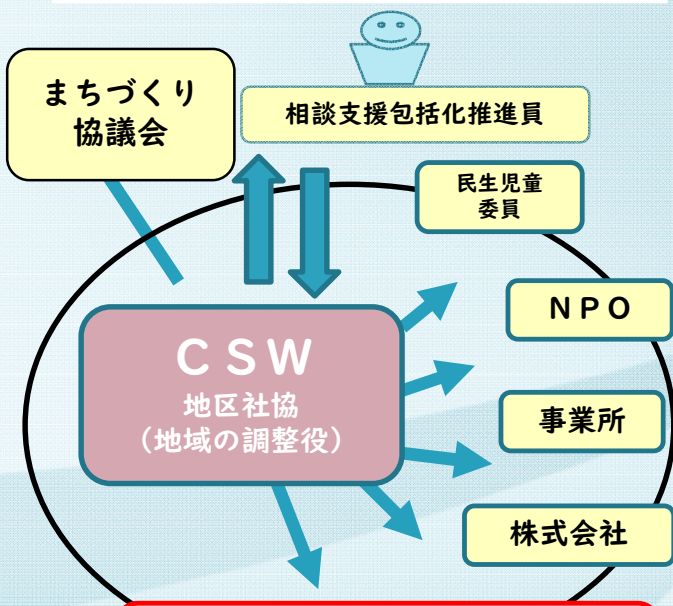
所管：福祉施策課

多機関協働相談支援包括化推進事業



地域力強化推進事業

- ◎ 小学校区の身近な圏域で、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決へ
- ◎ 地域生活課題を丸ごと受け止めて、支援へ



地域の生活課題を地域で解決できる住民の力 (地域の資源)

- 地域サロン
- 地域福祉学習会
- 見守りサポーター
- ボランティアサークル
- 支え合いマップ
- 生活支援サポーター
- など

相談支援包括化推進員の仕事

- 担当圏域内の事業所などに寄せられた相談ごとのうち、世帯が抱える課題(複合的課題)等を、適切な相談機関へ振り分け、進行管理を実施
- また、地域での助けが必要な場合などは、まちづくり協議会やCSW(地区社協)などの地域の調整役に対応を依頼
- 各種相談機関・事業所など、多機関が参加し連携できる相談体制の構築
- 課題解決のために不足する新たなサービスの創出 など

【長小校区・東小校区・北小校区】

【南小校区・市小校区・西小校区】

② 課題への対応～重層的支援体制への道のり～

R3年度からの重層的支援体制整備事業実施に向けた庁内調整

モデル事業実施における課題

- ・現状の相談支援において、制度ごとの支援では制度の狭間が生じている。・縦割りはなくなる…
- ・個別支援から地域づくりを一体的に実施するには。・多機関協働で取り上げるケースとは…。

実施におけた庁内・関係機関との協議

- ◎ R2年4月～ 悩みごと相談室・長寿課・福祉課 担当者協議
- 7月 部課長へのレク、組織体制についての協議、まちづくり等所管課との協議
- 8月 関係課への説明及びヒアリング等
- 9月 予算編成について協議
- 10月 厚労省担当者による同事業の説明会（関係部課長対象）
相談支援包括化推進協議会説明
各相談支援機関、担当課へのヒアリング
- 11月 相談支援包括化推進協議会実務者会議で説明
- R3年3月 民生委員児童員協議会・地区社協等で説明
- 4月 庁内政策調整会議（部長級）説明、課長級との意見交換会

協議を進める中で出た課題・問題点 など

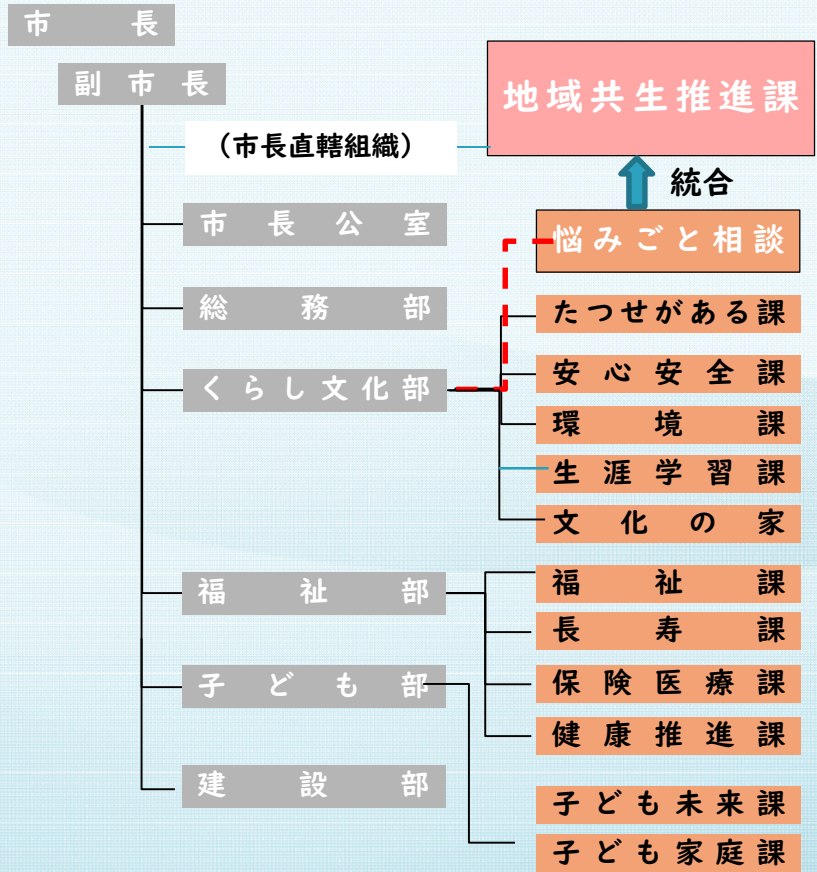
- 各相談支援機関における、年齢・属性を問わない「断らない相談」に向けての理解、周知
- 地域力強化推進事業と多機関協働相談支援包括化推進事業を統合させ、新事業へ展開するために必要な組織体制
- 「多様な関係者によるプラットフォーム」まちづくり協議会、地区社協など、住民同士が出会い、話し合うことが出来る場づくりとその役割などの整理
- 地域力強化推進事業と生活支援体制整備事業との整理
- 個別支援から地域づくりを一体的に行うCSWの役割の整理
- 地域共生担当とCSWの連携強化

③ 重層的支援体制整備事業の体制

【悩みごと相談室】の機能と【福祉課】の地域福祉を統合

【市長直轄組織 地域共生推進課】の設置

➤ R3～ 新体制による事業実施へ



《事務分掌》

- ◆ 市民の生活全般にわたる困りごとを解決するための「相談窓口」
 - 多重債務・消費生活
 - 交通事故・相続など
- ◆ 重層的支援体制整備事業
- ◆ 地域福祉

《職員体制》

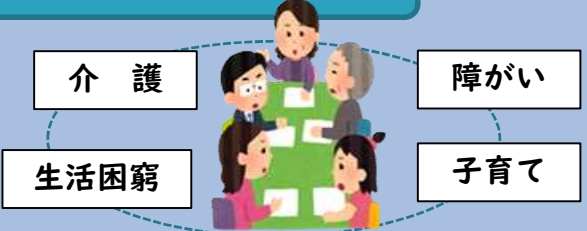
- 地域共生推進監 (部長級) 1
- 課長 (次長級) 1
- 主幹 (課長級) 3
- 課長補佐 1
- 地域共生担当 地域共生推進係 3

9名体制

- ◎縦割りの弊害を少なくするため、市長直轄組織を新設し「重層的支援体制整備事業」を所管
- ◎小学校区単位のまちづくりのため、各小学校区ごとに地域共生担当職員（4人）を配置

④ 長久手市重層的支援体制事業の概要

① 相談支援



- ◎ 各相談支援機関において、福祉総合相談の実施 **包括的相談支援事業**
- ◎ CSWが相談支援包括化推進員を担う **多機関協働事業**

② 参加支援（ひきこもり対策）

◎ 社会参加が必要な人のための居場所兼相談窓口『Nジョイ』の設置



参加支援事業

- ◎ 小学校区ごとに地区社協を設置。民生委員や地域住民から、地域の困りごとを把握。課題解決に向けた取組や、継続的な伴走支援の実施
- ◎ CSWによる「福祉のなんでも相談」の実施

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

CSW
(社会福祉協議会)

(相談支援包括化推進員、生活支援コーディネーター)



連携

地域とともに考える「調整役」
(小学校区単位)

地域共生担当
(行政)

- ◎ 世代や属性を超えて小学校区単位を基準とした交流できる場や居場所づくり
- ◎ 多様な主体のネットワークづくり

- ◎ 課題解決や伴走支援に必要な地域資源とのつなぎ、コーディネート
- ◎ 地域のプラットフォームづくりの支援

【障がい】
地域活動支援センター事業

【子ども】
子育て支援センター

【介護】
・いきいき運動教室
・ワンコインサービス
・生活支援体制整備事業

【生活困窮】 (共助の基盤づくり事業)
◎ 避難行動要支援者に対する平常時及び災害時の見守りネットワークづくり

まちづくり協議会等

地域共生ステーション
地域課題の把握や解決に向けて共有の場 (プラットホーム)

観光交流

商工会

その他

ボランティア

産業等

地区社協

民生委員
児童委員

社福・NPO

連携

③ 地域づくりに向けた支援

④ 長久手市重層的支援体制事業の概要

CSWの取組

【困っている人を早期発見し、みんなで支える仕組みを作る】

○地域福祉学習会 《全地区で実施》

福祉課題のある方が、地域の中で孤立しないよう、身近な問題として理解を得るよう働きかけを行う。

○部会活動

活動を通じて、地域の困りごとを発見。課題解決に向けた事業を展開



⇒ 移動支援検討会、
フードパントリー 等

○みんコラ事業 ~生活支援体制整備事業~

地域みんな×民間企業コラボ

民間企業と共同で地域の活性化

⇒健康づくり教室、ママケアサロン 等



○生活支援サポーター事業



~生活支援体制整備事業~

様々な集いの場での協力や、要支援者等の見守りを希望する住民への訪問を通じて役割をもってもらう。

○居場所づくり

地域のつながりづくりのため様々な事業を企画実施

⇒ ウォーキング企画・脳トレ・
親子読み聞かせ教室 等

○サロン活動の支援

地域住民が主体的に運営されているサロンに対して助成金を交付し、自主運営の支援や、つながりづくりを支援 **市内45カ所**

⇒ サロンへの定期訪問
住民の自主活動、住民と専門職が話し合うことができる場づくり



④ 長久手市重層的支援体制事業の概要

◎ 伴走型支援により信頼関係を構築、本人のニーズを丁寧にアセスメントした上で社会とのつながりを支援

◎社会参加が必要な人のための居場所・窓口『N-ジョイ』の設置

CSWによる相談の受け止め
※定期的な相談会や家族会等の実施

制度の狭間のニーズ



CSW

本人のニーズ把握、
地域資源とのマッチング等



伴走型支援

《関係機関とのネットワーク》

- ・ 事業運営の検討
- ・ 地域資源の把握、支援開発

障がい関係

障がい者基幹相談
支援センター

高齢者関係

地域包括支援
センター

困窮関係

くらし・しごと・つながり
支援センター

子育て
関係

家庭児童相談室

教育

指導室

市民相談

地域共生推進課

こころの
相談

健康推進課

定期的な訪問・必要に応じた見守り、
フォロー

地域資源

- ・ まちづくり協議会
- ・ 地区社協
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ サークル活動
- ・ 居場所、サロン

マッチング

就労支援等

居住支援

4 重層的支援体制の連携の仕組み

相談支援包括化推進協議会（年1回）
 ・事業の活動評価 ・事業の活動方針及び活動計画

《構成員》
 財務局・警察署・保健所・病院・弁護士・
 司法書士・民生委員児童委員・
 まちづくり協議会等、社会福祉協議会、
 社会福祉法人、教育委員会、市関係部長 等

同意が得られれば移行

《構成員》
 地域包括支援センター、障がい者基
 幹相談支援センター、くらし・しご
 と・つながり支援センター、
 教育委員会、民生委員、地域住民等

① 実務者会議

- ・プランの適切性の協議
- ・プラン終結時等の決定、評価
- ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

② 担当者会議

個別ケース会議（随時）
 推進員会議（定例）

- ・支援方針（プラン）の検討・決定、
 モニタリング、関係機関等の役割分担
- ・緊急性がある事案への対応

※①②を重層的支援会議とする

《構成員》
 地域包括支援センター、障がい者
 基幹相談支援センター、くらし・
 しごと・つながり支援センター、
 居宅介護事業所、教育委員会、市
 関係課 等

【根拠：支援会議設置要綱】

支援会議

- ・気になる事案の情報提供・
 情報共有
- ・見守りと支援方針の理解
- ・緊急性がある事案への対応

【社会福祉協議会との連携】

地域共生定例会（月1回）

地域づくり定例会（月1回）

相談支援定例会（月1回）
 （CSW係会議）

参加支援定例会（月1回）

【支援同意なし】

事務局会議（随時）

【支援同意あり】

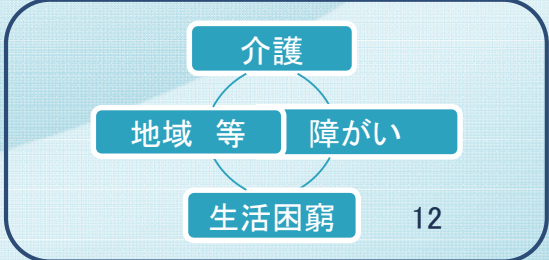
多機関協働事業等へ

- ・各支援機関とともに情報共有、事例検討
- ・多機関事業等の利用の検討

相談支援定例会・CSW会議

市（地域共生推進課）及びCSWで、新規及び既存
 ケースの情報共有、進捗確認を行う（月1回）

◎事務局会議
 《構成メンバー》



⑤ 今後の展望～重層的支援体制整備事業で取り組むこと～

○継続的な伴走支援に必要な「**協働の中核**」「**アウトリーチ支援**」「**参加支援**」

【小さな単位で】

小学校区という市民に身近なエリアで、市民からの困りごとを受け止め、適切な支援に結びつける。

【協働の中核】

制度の狭間の問題や、複合化・複雑化した相談に対し、各相談支援機関とともにチームで支援を行うため、重層的支援会議等の実施など、相談支援の中核となるよう調整を行う。

【地域の問題は地域で】

地域の困りごとは、地域で解決できるようまちづくり協議会等に働きかけ、共に考える。感度の高い地域づくりのため人材の発掘や育成を行っていく。

【すべての人に役割と居場所を】

他分野と協働できる体制を検討し、様々な社会資源や人を結びつけるコーディネートをする。

【福祉分野を超えて】

市全体で「断らない包括的な伴走体制」を構築する。



長久手市長から市役所職員へのことば

ご清聴ありがとうございました。